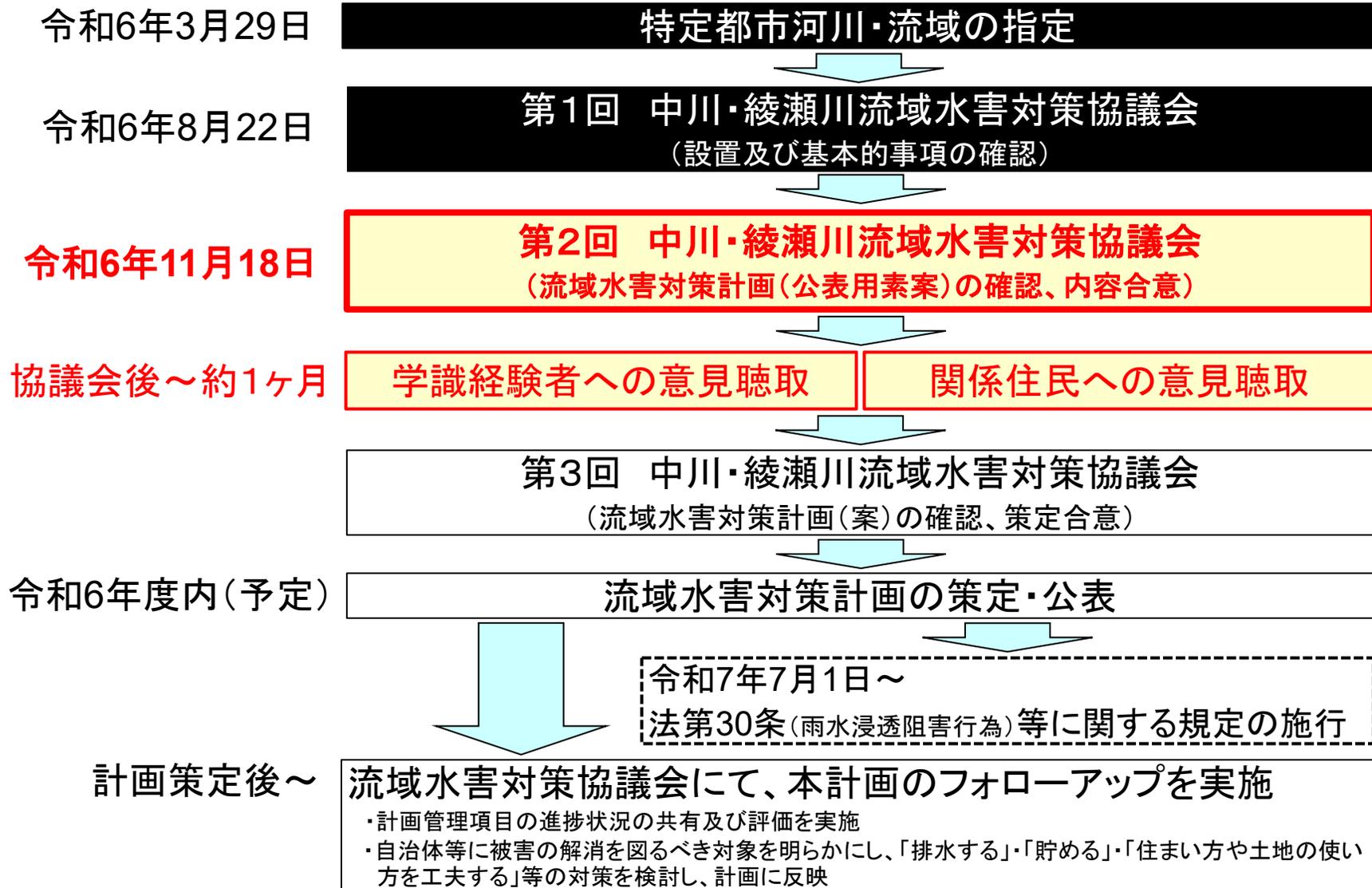


計画策定までの流れについて



学識経験者、住民への意見聴取について

学識経験者

(法第4条5項)

河川管理者等は、流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 法第4条5項及び通知等を踏まえ、以下分野の学識経験者に対し、個別に意見聴取を実施予定。

<対象分野（予定）>

対象分野（予定）
河川工学
農業
下水道
都市計画・防災

関係住民

(法第4条6項)

河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 法第4条6項及び通知等を踏まえ、「書面による意見募集」及び「公聴会」により、関係住民への意見聴取を実施予定。

<募集期間（予定）>

書面意見（パブリックコメント）

令和6年11月下旬～令和6年12月下旬

公述人

令和6年11月下旬～令和6年12月上旬

※公聴会の詳細については、公述人の募集終了後に改めてお知らせします。

<対象者（予定）>

書面意見（パブリックコメント）

関係する住民の方

公述人

関係する28市区町（特定都市河川流域に属する市区町）に在住の方